

中華人民共和国主席令

第 19 号

『中華人民共和国外国駐在外交官法』は、2009年10月31日の中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第11回会議において採択され、ここに公布し、2010年1月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2009年10月31日

中華人民共和国外国駐在外交官法

(2009年10月31日第11期全国人民代表大会常務委員会第11回会議にて採択)

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 職責、条件、義務及び権利
- 第3章 職務及び階級
- 第4章 館 長
- 第5章 派遣、召還
- 第6章 審査、研修及び交流
- 第7章 奨励及び懲戒
- 第8章 賃金及び福利
- 第8章 配偶者及び子女
- 第10章 附 則

第1章 総 則

第1条 質の高い外国駐在外交官組織を作り、外国駐在外交機構が法に基づいて職責を履行することを保証し、外国駐在外交官の管理を規範化して、外国駐在外交官の合法的

な権利と利益を保障するため、憲法及び公務員法に基づき、本法を制定する。

第2条 本法にいう外国駐在外交官とは、中華人民共和国の外国駐在外交機構にて外交、領事等の業務に従事し、外国駐在にかかる行政編制を使用し、外交上の階級を有する要員を指す。

本法にいう外国駐在外交機構とは、中華人民共和国の外国駐在大使館、領事館及び国連等の政府間国際組織に常駐する代表団等の代表機構を指す。

外国駐在外交官の義務、権利及び管理については、本法を適用する。本法に定めなき部分は、公務員法の規定を適用する。

第3条 外国駐在外交官は、法に基づき職責を履行し、法律の保護を受ける。

第4条 外交部は、外国駐在外交機構の業務を統一的に指導し、その他の派遣部門と共同で、外国駐在外交官に対する管理を実施する。

第2章 職責、条件、義務及び権利

第5条 外国駐在外交官は、職務及び業務の分担に基づいて、下記の職責を履行しなければならない。

- (1) 国の主権、安全、荣誉及び利益を維持・保護する。
- (2) 国の外交方針・政策を貫徹し、執行する。
- (3) 国を代表して外交交渉を提議する。
- (4) 中国と駐在国間の関係を発展させ、国際組織活動に参加し、2国間及び多国間の友好交流及び協力を促進する。
- (5) 中国公民及び法人の、国外における正当な権利及び利益を維持・保護する。
- (6) 駐在国の状況及び関係する地区、国際情勢を報告する。
- (7) 中国の状況及び内外政策を紹介し、駐在国及び世界の中国に対する理解を高める。
- (8) 外交官又は領事としてのその他の職責を履行する。

特命全権大使とは、駐在国における中華人民共和国の代表である。

第6条 外国駐在外交官は、下記の条件を具備していなければならない。

- (1) 中華人民共和国の国籍を有すること。
- (2) 満23歳以上であること。
- (3) 中華人民共和国憲法を擁護すること。
- (4) 優良な政治的素養を備え、品行方正であること。
- (5) 業務遂行に必要な専門知識、業務能力及び言語能力を有すること。
- (6) 国外に駐在するための身体的条件、精神力及び適応能力を有すること。
- (7) 法律により定められるその他の条件。

第7条 下記に掲げる各号の一つがある場合、外国駐在外交官として任用してはならない。

- (1) 犯罪により刑事処罰を受けたことがある者。
- (2) 公職を追放されたことがある者。
- (3) 国家機関から解雇されたことがある者。
- (4) 外国の長期在留許可又は永住権を持つ者。
- (5) 外国国籍、外国の長期在留許可又は永住権を有する配偶者を持つ者。
- (6) 外国駐在外交官として任用してはならないその他の理由がある者。

第8条 外国駐在外交官は下記の義務を履行しなければならない。

- (1) 祖国及び人民に忠誠を尽くし、国の尊厳を維持・保護する。
- (2) 中華人民共和国憲法及び法律に忠誠を尽くし、駐在国の法律及び風俗習慣を尊重する。
- (3) 職務に忠誠を尽くし、勤勉に職責を履行し、各任務を完遂する。
- (4) 派遣部門による指揮に従い、外国駐在外交機関の規則制度及び業務紀律を遵守する。
- (5) 国家機密及び業務上の秘密を厳守する。
- (6) 外国駐在期間において辞職してはならない。
- (7) 規定に従い、外国駐在外交機構及び派遣部門へ個人の重要事項を報告する。

(8) 法律により定められるその他の義務。

第9条 外国駐在外交官は、下記の権利を享受する。

- (1) 職責を履行するために備わるべき業務条件を獲得する権利。
- (2) 国外に常駐して業務を行い、生活するに相応な賃金福利保険待遇を獲得する権利。
- (3) 外国駐在業務期間において解雇されない権利。
- (4) 派遣前及び外国駐在期間において研修に参加する権利。
- (5) 法律により定められるその他の権利。

第10条 外国駐在外交官は、中華人民共和国が締結しているか参加している国際条約に基づいて、外国駐在期間においては相応の特権及び免除権を享受する。

外国駐在外交官は特権及び免除権を濫用してはならず、また許可なく特権及び免除権を放棄してはならない。

第3章 職務及び階級

第11条 外国駐在外交官の職務は、外交職と領事職に分けられる。

外交職は、特命全権大使、代表、副代表、公使、公使級参事官、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官、随員に分けられる。

領事職は、総領事、副総領事、領事、副領事、領事随員に分けられる。

第12条 外国駐在外交官には、外交階級制度を導入する。

外交官の階級には、以下の7級を設ける。

大使級、公使級、参事官級、一等書記官級、二等書記官級、三等書記官級、随員級。

外国駐在外交官の外交階級は、その外国駐在外交機構の中で担当する職務、公務員の職務等級及び外交業務の必要性に基づいて確定される。

第13条 外交職と外交階級の基本的な対応関係は、以下のとおりである。

- (1) 特命全権大使：大使級。
- (2) 代表、副代表：大使級、公使級、参事官級。

- (3) 公使、公使級参事官：公使級。
- (4) 参事官：参事官級。
- (5) 一等書記官：一等書記官級。
- (6) 二等書記官：二等書記官級。
- (7) 三等書記官：三等書記官級。
- (8) 随員：随員級。

第 14 条 領事職と外交階級の基本的な対応関係は、以下のとおりである。

- (1) 総領事：大使級、公使級、参事官級。
- (2) 副総領事：参事官級。
- (3) 領事：参事官級、一等書記官級、二等書記官級。
- (4) 副領事：三等書記官級、随員級。
- (5) 領事随員：随員級。

第 15 条 外国駐在外交官の職務と外交階級及び公務員の職務等級の対応関係については、別途定める。

第 16 条 外国駐在外交官の職務は、下記に掲げた権限に基づいて決定する。

- (1) 特命全権大使及び代表、副代表が特命全権大使となる場合、全国人民代表大会常務委員会により決定される。
- (2) 前項以外の代表、副代表は、国务院により決定される。
- (3) 総領事は、外交部により決定される。
- (4) 公使、公使級参事官、参事官、副総領事及びその他の外国駐在外交官の職務は、外交部又はその他の派遣部門により決定される。その中で、三等書記官、副領事以下の職務については、外国駐在期間に、外国駐在外交機構が決定する。

第 17 条 外交階級は、下記に掲げた権限に基づき承認・授与する。

- (1) 大使級は、国务院総理により承認・授与する。
- (2) 公使級、参事官級は、外交部又はその他の派遣部門により承認し、外交部部長（大臣）により授与する。

(3) 一等書記官級、二等書記官級は、派遣時においては、派遣部門により承認・授与し、外国駐在期間においては、派出部門が外国駐在外交機構の意見に基づいて承認・授与する。

(4) 三等書記官級、随員級は、派遣時は、派遣部門により承認・授与し、外国駐在期間においては、外国駐在外交機構が承認・授与する。

第 18 条 外国駐在外交官を三等書記官、副領事及び相応する階級に昇官させる場合、規定の昇官条件、期限に基づいて、本法第 16 条、第 17 条が定める権限によりそれぞれ 1 階級ごとに昇官させる。審査を経て昇官条件を備えていないという審査結果が出た場合は、外国駐在機構の意見に基づき、派遣部門の承認を経て、昇官を延期する。

外国駐在外交官を二等書記官、一等書記官、参事官、公使級参事官、公使又は領事、副総領事及び相応の階級に昇官させる場合、昇官条件、期限及び外国駐在外交機構が提議した昇官意見に基づいて、本法第 16 条、第 17 条が定める権限により、優秀者をそれぞれ 1 階級ごとに昇官させる。

外国駐在外交官の職務及び階級を昇官させる場合の条件、期限は別途定める。

第 19 条 外国駐在外交官が処分を受けている期間においては、その職務及び階級の昇官はしない。

第 20 条 外国駐在外交官が降格、免職処分を受けた場合、規定に基づいて階級を降格させなければならない。階級の降格は、随員には適用されない。

外国駐在外交官が離任して帰国した場合、その階級もこれに対応して終了する。外交業務に確かに必要である場合は、留保することもできる。具体的な方法は、外交部と國務院の関連部門が共同で別途定める。

第 4 章 館 長

第 21 条 館長とは、外国駐在外交機構の行政長官である。特命全権大使が大使館の館長となる。代表は、国連等政府間の国際組織に常駐する代表機構の館長とする。総領事は、

総領事館の館長である。領事は、領事館の館長である。

外国駐在外交機構は、館長責任制を実行する。館長が、外国駐在外交機構の各業務を统一的に指導する。

第 22 条 館長が欠員になるか何らかの事情により職務を執り行うことができない場合、指定された要員が館長を代行して職責を行使する。

第 23 条 館長は、派遣部門に対し、着任及び離任にかかる書面報告を提出しなければならない。

館長は、期限とおりに帰国し、業務報告を提出しなければならない。

第 5 章 派遣、召還

第 24 条 特命全権大使及び代表、副代表が特命全権大使となる場合、中華人民共和国主席が、全国人民代表大会常務委員会の決定により派遣・召還する。

前項以外の代表、副代表は、國務院又は派遣部門が派遣・召還する。

その他の外国駐在外交官は、外交部又はその他の派遣部門が派遣・召還する。

第 25 条 外国駐在外交官については任期制度を導入する。業務の必要性に応じて、派遣部門の承認を受けて、外国駐在外交官の勤務期間を適切に短縮又は延長することができる。

第 26 条 外国駐在外交官に下記に掲げる各号の一つがある場合、事前に召還しなければならない。

- (1) 他の職務を手配された場合。
- (2) 職責を履行できない場合。
- (3) 法律に触れたり、規律に著しく違反した場合。
- (4) 配偶者が外国籍、外国の長期在留許可又は永住権を取得した場合。
- (5) 外国駐在外交機構において業務を継続するに適さないその他の状況。

第 27 条 国は必要に応じて、関連する外国駐在外交機構の一部の要員又は全ての要員を緊急に召還又は撤収することができる。

第 6 章 審査、研修及び交流

第 28 条 外国駐在外交官に対する審査は、日常審査と定期審査に分けられ、外国駐在外交機構又は派遣部門により国の規定に従って実施される。

外国駐在外交官に対する審査については、その担当する職責及び任務を基本的な根拠とし、道徳、能力、勤務態度、成績、清廉さについて全面的に審査し、業務実績を重点的に審査する。

審査の結果について、これを、外国駐在外交官の職務、階級、等級、賃金の調整における根拠ならびに外国駐在外交官に対する奨励や研修等の実施における根拠とする。

第 29 条 派遣前及び外国駐在期間において、業務職責上の要求に従い、外国駐在外交官に対して勤務研修及び専門研修を行わなければならない。

第 30 条 外国駐在外交官は、外国駐在外交機構の間で職務上の交流を行わなければならない。業務の必要に応じて、派遣部門又はその他の機関との間で勤務交流を行うことも可能である。

第 31 条 外国駐在外交官の研修状況及び勤務交流の経歴は、これを審査内容に組み入れる。

第 7 章 奨励及び懲戒

第 32 条 外国駐在外交機構又は外国駐在外交官に、以下に掲げる各号の一つがある場合、法に基づいて奨励する。

- (1) 国の主権、安全、名誉及び利益を擁護するために、重大な貢献をしたとき。
- (2) 中国公民及び法人の、国外における人身、財産の保全又はその他の正当な権利と

利益を維持・擁護するために、際立った貢献をしたとき。

(3) 重大な突発事件に対応する際、重大な貢献をしたとき。

(4) 戦乱など特定の困難な状況において、際立った業績を上げたとき。

(5) 国家機密を保護するために、際立った貢献をしたとき。

(6) 規律を遵守し、清廉潔白に奉公し、行為や態度が真面目で、業務処理が公正であり、際立った模範的效果をもたらしたとき。

(7) 職務に精励し責任を果たし、業績が際立っているとき。

(8) その他の優れた行動により、奨励をおこなうべきとき。

第 33 条 外国駐在外交官に、下記に掲げる各号の一つがある場合、法に基づいて相応に処分する。犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

(1) 国の主権、安全、栄誉及び利益を損なったとき。

(2) みだりに外国駐在外交機構から離れたとき。

(3) 国家機密又は業務上の秘密を漏洩したとき。

(4) 職務上の役得を利用して、自己又は他人のために私利を謀ったとき。

(5) 営利活動に従事又は参与し、企業又はその他営利組織で兼職したとき。

(6) 職責を軽んじ、業務判断を誤ったとき。

(7) 派遣命令に従わず、派遣先の職場で業務を行うことを拒否したとき。

(8) その他違法又は規律違反の行為を行ったとき。

第 34 条 外交部又はその他の派遣部門は、法律に定める権限及びプロセスに従って外国駐在外交機構に対して奨励を行い、外国駐在外交官に奨励又は懲戒を与える。

第 8 章 賃金及び福利

第 35 条 外国駐在外交官に対しては、職務、階級及び等級を踏まえた外国駐在賃金制度を導入する。

第 36 条 国は、外国駐在外交官賃金調整メカニズムを作り上げ、外国駐在外交官の賃金

及び生活待遇を適宜調整する。

第 37 条 外国駐在外交官は、国の定めに基づいて手当、補助金を受け取る。

第 38 条 国は、外国駐在外交官に必要な医療保障及び安全措置を提供し、関連する規定に従い、必要となる人身傷害保険に加入させる。

第 39 条 外国駐在外交官は、国が定める年次有給休暇及び任期の長短に合わせた休暇を享受する。

第 9 章 配偶者及び子女

第 40 条 外国駐在外交官は、婚姻手続きを行う前に、規定に基づき、結婚相手の身分等の状況について、派遣部門に対し事実とおりに報告しなければならない。

外国駐在外交官が離婚した場合、遅滞なく派遣部門に報告しなければならない。

第 41 条 外国駐在外交官が配偶者を帯同する場合、派遣部門の許可を得なければならない。

外国駐在外交官の任期が満了するか事前に召還される場合、帯同した配偶者も、同時に帯同を終了する。

第 42 条 外国駐在外交官の配偶者が帯同される期間については、外国駐在外交官の職務及び階級ならびに勤務年限及び駐在国の生活条件に基づいて、規定される休暇待遇を享受する。

第 43 条 外国駐在外交官の配偶者が、国家機関、事業者の正規要員、国有独資企業、国有独資会社、国有資本ホールディングカンパニーの要員又は現役軍人である場合、帯同される期間及び帯同が終了し帰国した後の元の職場における業務手配については、国の規定に基づいて手続きを行う。元の職場は、帯同を理由に解雇したり、又は補償金及び管理費等の費用を徴収してはならない。

第 44 条 外国駐在外交官が配偶者を帯同しない場合、派遣部門の許可を得て、その配偶者は外国駐在外交機構に赴いて親族訪問をすることができ、規定に従い相応の親族訪問

休暇、旅費及び補助金を受け取ることができる。

第 45 条 外国駐在外交官の未成年の子女は、派遣部門の許可を経て、外国駐在外交機構にて同居するか親族訪問することができる。

国は様々な措置を講じて、外国駐在外交官の未成年の子女が、法に基づき教育を受ける権利を享有することを保障する。

第 46 条 帯同、同居及び親族訪問する外国駐在外交官の配偶者及び子女は、外国駐在外交機構の規則制度を遵守し、駐在国の法律及び風俗習慣を尊重しなければならない。

第 10 章 附 則

第 47 条 外国駐在外交機構の武官については、本法を参照して管理するが、具体的な方法については中央軍事委員会より制定する。

第 48 条 本法は、2010 年 1 月 1 日より施行する。

